

広島県告示第四百二十号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）第五条第一項第三号及び別表第二重要港湾及び地方港湾の表に基づき、知事が指定するビジター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分を次のように定める。

平成二十三年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

港湾施設の名称	位 置	施設の区分
尾道中央ビジター棧橋	尾道市土堂二丁目一〇番地先	一級施設